

令和2年(2020年)12月10日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件について

- 2 意見書の取扱いについて

- 3 所管事項継続調査について

- 4 本会議の運営について
 - 議事日程(別紙1)
 - 議事の順序(別紙2)

- 5 その他
 - (1) 令和3年第1回定例会の日程について
 - (2) 令和3年第2回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和 2 年（2020 年）12 月 10 日

議案の追加提出案件について

今定例会に提出している第 83 号議案「令和 2 年度中野区一般会計補正予算」の議決後に、次の議案を追加提出する予定です。

- 令和 2 年度中野区一般会計補正予算

資料 2

令和 2 年(2020 年)12 月 10 日
議 会 運 営 委 員 会 資 料

意見書の取扱いについて

- 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- 犯罪被害者支援の充実を求める意見書
- 持続化給付金の再支給を求める意見書
- 総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間延長を求める意見書

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名

犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。中野区では、本年4月「中野区犯罪被害者等支援条例」が施行され、他自治体に先駆けた取り組みを進めている。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 （犯罪被害者等補償法を制定して）犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

あて

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

中野区議会議長名

持続化給付金の再支給を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの事業者が深刻な経営難に見舞われています。持続化給付金は、昨年比で50%以上売上が減少した事業者に対して最大200万円を支給する制度であり、11月23日時点で約380万件、約5兆円の支給実績となっており、事業者にとっては急場を乗り切る命綱となっています。

それと同時に現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化している下で、「もう持続化給付金は残っておらず、このままでは廃業するしかない」など、事業者の深刻な実態が浮かび上がっています。東京商工リサーチによる第9回「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査では、新型コロナウイルスの企業活動への影響について約75%の企業が「影響が継続している」と回答し、約7%の企業が「廃業を検討する可能性がある」と回答しています。

財政制度等審議会は11月25日、2021年度予算編成に関する建議を取りまとめましたが、中小企業向けの支援措置について「長期化は政府の支援への依存を招き」「モラルハザードを生む」「新陳代謝を著しく阻害する」として、持続化給付金について「予定通り終了させるべき」としており、持続化給付金を再支給する考えは示されていません。

しかし、新型コロナウイルス感染の第3波が来ているといわれる状況で、事業の見通しも大変厳しくなっており、このままでは年末年始にかけて倒産、廃業が多発する可能性があります。

よって、中野区議会は、政府に対し、持続化給付金を再支給するよう強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

内閣総理大臣
経済産業大臣 へ

中野区議会議長 へ

総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間延長を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民の暮らしはかつてない苦境に立たされています。各自治体の社会福祉協議会が窓口となって実施されている総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の支給決定は11月14日時点で約130万件、約4900億円に達しています。

特例貸付の受付期間は当初、7月末までとされていましたが、9月末、12月末と二度にわたって延長されました。受付期間の延長が多くの国民の暮らしを救うことにつながっています。

全国生活と健康を守る会連合会が10月16日に受付期間の延長を求めて厚生労働省に対して要請行動を行ったところ、厚生労働省の担当者は「感染状況を見ながら、検討を進めたい」と答えています。現在、新型コロナウイルス感染症は急速に感染を拡大している状況にあり、収束は見通せていません。来年にかけ、これまで特例貸付を利用していなかった方も、新たに利用することが想定されます。

よって、中野区議会は、政府に対し、総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間を延長するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名

資料 3

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和 2 年第 4 回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

議 事 日 程

令和2年(2020年)12月10日午後1時開議

日程第1

- 第60号議案 和解について
- 第83号議案 令和2年度中野区一般会計補正予算
- 第84号議案 令和2年度中野区用地特別会計補正予算
- 第85号議案 令和2年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第86号議案 令和2年度中野区介護保険特別会計補正予算
- 第87号議案 中野東中学校新校舎用什器類の買入れについて
- 第88号議案 中野東中学校新校舎給食室厨房機器の買入れについて
- 第89号議案 平和の森小学校移転用地及び道路用地の買入れについて
- 第90号議案 指定管理者の指定について
- 第91号議案 指定管理者の指定について
- 第93号議案 指定管理者の指定について
- 第94号議案 指定管理者の指定について
- 第95号議案 中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第96号議案 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例
- 第97号議案 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第98号議案 中野区自動車駐車場条例を廃止する条例
- 第99号議案 中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第100号議案 指定管理者の指定について
- 第101号議案 指定管理者の指定について
- 第102号議案 指定管理者の指定について

日程第2

- 第92号議案 指定管理者の指定について

日程第3

- (元) 第14号陳情 中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な施設整備を求める陳情

日程第 4

第 1 4 号陳情 「日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書」の提出
を求める陳情

日程第 5

令和 2 年特別区人事委員会報告等について

別紙 2

○議事の順序（令和2年12月10日）

(1) 開議

(2) 日程第1、第60号議案、第83号議案から第91号議案まで、及び第93号議案から第102号議案までの計20件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決

○第60号議案、第83号議案から第89号議案まで、第91号議案、及び第93号議案から第102号議案までの計19件の採決（簡易）

○第90号議案の採決（起立）

(3) 日程第2、第92号議案「指定管理者の指定について」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

（第83号議案が可決となった場合、本会議を休憩し、議会運営委員会を開会する。）

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「持続化給付金の再支給を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間延長を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(4) 日程第3、(元)第14号陳情「中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な施設整備を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決 (起立)

(5) 日程第4、第14号陳情『日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書』の提出を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決 (起立)

(6) 日程第5、令和2年特別区人事委員会報告等について

(7) 陳情の継続審査 (継続審査件名表)

※継続審査について採決 (簡易)

(8) 常任委員会の所管事務継続調査 (継続調査件名表)

(9) 議会運営委員会の所管事項継続調査 (継続調査件名表)

(10) 散会・閉会

令和 2 年 職員の給与等に関する報告の概要

令和 2 年 12 月 3 日 (木)
特別区人事委員会

〔本年のポイント〕

月例給の改定を行わない

職員の給与が民間従業員の給与を 157 円 (0.04%) 上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当

職員の給与に関する報告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容 (令和 2 年 4 月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,047 人	30,233 人	380,961 円	39.1 歳

2 民間給与実態調査の内容 (令和 2 年 4 月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,107民間事業所を調査 (調査完了642事業所)

3 公民比較の結果

月例給

民間従業員	職員	差
380,804 円	380,961 円	△157 円 (△0.04%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

4 本年の公民較差算出

本年の報告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を157円(0.04%)上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△3,071円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の2,221人に対し、本年4月1日時点で1,818人、減少数は403人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の87人で約2割に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・ 管理監督職の多数を占める高齢層職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況においては、管理監督職の更なる拡充に向け、取組を一層進める必要

(2) 人材の確保

(採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ ICTリテラシーの高い職員の採用試験・選考及び育成方法の研究
- ・ III類採用試験で導入したスマートフォンからの申込の他試験への拡大
- ・ 児童相談所等での経験を求める採用試験・選考について、より有為な人材を確保するため、受験資格の見直しを行った結果、申込者数が倍増
- ・ 技術系職種での土木・建築新方式については、より効果的な広報活動の手法の検討に加え、試験内容について、更に専門性を問う試験問題にするなどの検討

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・ オンラインによる積極的なPR活動を検討

(3) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度においては、職員一人ひとりの制度理解を深め、透明性・納得性を高めていくとともに、評価結果を昇任・昇給により反映し、職員の職務に対するモチベーションの向上につなげていくことが重要
- ・ 任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、他区の先進的な事例の積極的な導入や評価基準項目と連動した研修を実施するなど、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 管理監督職を担う人材を育成する取組を推進することにより、将来的な管理職への昇任意欲の醸成や、組織の活性化につなげていく必要

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 再任用職員には、これまで培ってきた専門性や有用な経験を活かした業務遂行に加え、職員の育成への貢献も期待されており、再任用職員の知識、経験及び技術が次代を担う職員に継承されていくことが肝要
- ・ 管理職における現在の再任用の増加傾向が続くと、組織の新陳代謝の促進や職員の昇任機会確保等が課題
- ・ 定年引上げに関する法案審議や他団体の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえながら、任命権者と連携して制度を検討

(5) 会計年度任用職員への対応

- ・ 任命権者においては、引き続き適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

(6) 保育教諭等への対応

- ・ 引き続き保育教諭等という新たな職のあり方を統一的に整理するための検討が必要

2 勤務環境の整備等

(1) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークの導入に当たっては、自然災害時や感染症流行時における業務継続の必要性に加え、職員それぞれのライフスタイルに応じた働き方を実現し、その結果として業務効率や生産性の向上に資する制度としていくことが重要
- ・ リモートでの業務遂行の課題を解決し、区の業務の特性を考慮しながらテレワークの導入及び定着に向けた取組
- ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢のひとつとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を活用

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 性別を問わず、仕事と家庭の両立支援制度を必要とする職員が十分に活用できるよう、より一層の推進が必要
- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しているが、国の目標値には達しておらず、また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得率等の更なる向上を目指し、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や職場での理解促進のための取組等を継続することで、希望する職員が育児休業を取得しやすい環境づくりをより一層推進していく必要
- ・ 職員の育児休業の取得期間については、個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

(3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 臨時的、突発的に超過勤務が増加する業務については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、超過勤務縮減に努めることが必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス不調に起因する昨年度の休職者数が顕著に増加しており、より一層の対策が必要
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- ・ 働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進む中、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を推進し、職員一人ひとりが職務に邁進できる職場環境の整備が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

資料 5

令和2年第4回定例会

陳情継続審査件名表

《区民委員会付託》

第10号陳情 国に対し種苗法改正の撤回を求める意見書の提出について

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和2年第4回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境及び地球温暖化対策について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 交通環境の整備について
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備及び緑化の推進について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子育て支援及び子どもの育成について

第4回定例会一般質問時間一覧

参 考

令和2年(2020年)11月30日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
自由民主党議員団 2時間15分	135	大内 しんご	35		34	1	1
		内川 和久	35	36	32	4	
		伊藤 正信	35	39	35	4	
		加藤 たくま	30	34	33	1	
立憲民主党・無所属議員団 2時間15分	135	ひやま 隆	45		55	-10	3
		杉山 司	40	30	34	-4	
		斉藤 ゆり	30	26	24	2	
		間 ひとみ	20	22	19	3	
公明党議員団 2時間	120	久保 りか	40		40	0	-1
		小林 ぜんいち	40	40	46	-6	
		日野 たかし	40	34	35	-1	
日本共産党議員団 1時間30分	90	来住 和行	40		40	0	3
		浦野 さとみ	50	50	47	3	
都民ファーストの会中野区議団 30分	30	内野 大三郎	30		29	1	1
無所属 15分	15	むとう 有子	15		14	1	1
無所属 15分	15	近藤 さえ子	15		15	0	0
無所属 15分	15	いながき じゅん子	15		15	0	0
無所属 15分	15	石坂 わたる	15		15	0	0
無所属 15分	15	小宮山 たかし	15		14	1	1
無所属 15分	15	竹村 あきひろ	15		14	1	1
無所属 15分	15	立石 りお	15		16	-1	-1
無所属 15分	15	吉田 康一郎	15		15	0	0
合計(10時間30分)	630	22人	630		621		9

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

令和3年 第1回定例会日程表（案）

〈会期 37日間 2月15日～3月23日〉

月	日	曜	午 前	午 後
2月	1日	月		1 議会運営委員会
	2日	火		
	3日	水		
	4日	木		5 請願・陳情締切 ※1
	5日	金		
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	9日	火		
	10日	水		
	11日	木	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	金		
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	16日	火		
	17日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	18日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	19日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	23日	火	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	水	(予 算 検 討 日)	
	25日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	26日	金	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	27日	土		
	28日	日		
3月	1日	月	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	2日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	3日	水		1 予算分科会
	4日	木		1 予算分科会
	5日	金		1 予算分科会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	(事 務 整 理 日) 5 請願・陳情締切 ※2	
	9日	火	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	10日	水	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	11日	木		
	12日	金		1 常任委員会
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月		1 常任委員会
	16日	火		1 常任委員会
	17日	水		1 特別委員会(包括ケア特、交通特)
	18日	木		1 特別委員会(駅周・観光)
	19日	金	(中 学 校 卒 業 式)	
	20日	土	(春 分 の 日)	
	21日	日		
	22日	月	(事 務 整 理 日)	
	23日	火	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

※1 陳情の事前相談締切は1月29日(金)午後5時 ※2 事前相談締切は3月2日(火)午後5時

令和3年 第2回定例会日程表（第1案）

<会期15日間 6月1日～6月15日>

月	日	曜	午 前	午 後
5月	17日	月		1 議会運営委員会
	18日	火		
	19日	水		
	20日	木		
	21日	金		5 請願・陳情締切 ※1
	22日	土		
	23日	日		
	24日	月		
	25日	火		1 議会運営委員会
	26日	水		5 一般質問通告締切
	27日	木		
	28日	金		
	29日	土		
	30日	日		
	31日	月		
6月	1日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切 ※2
	2日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	3日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		1 特別委員会
	11日	金		1 特別委員会
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	(事 務 整 理 日)	
	15日	火	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

※1 陳情の事前相談締切は5月14日(金)午後5時 ※2 事前相談締切は5月26日(水)午後5時

令和3年 第2回定例会日程表（第2案）

<会期15日間 6月3日～6月17日>

月	日	曜	午 前	午 後
5月	20日	木		1 議会運営委員会
	21日	金		
	22日	土		
	23日	日		
	24日	月		
	25日	火		5 請願・陳情締切 ※1
	26日	水		
	27日	木		1 議会運営委員会
	28日	金		5 一般質問通告締切
	29日	土		
	30日	日		
	31日	月		
6月	1日	火		
	2日	水		
	3日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切 ※2
	4日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	8日	火		
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		1 常任委員会
	11日	金		1 常任委員会
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月		1 特別委員会
	15日	火		1 特別委員会
	16日	水	(事 務 整 理 日)	
	17日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

※1 陳情の事前相談締切は5月19日(水)午後5時 ※2 事前相談締切は5月28日(金)午後5時

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。また、医療機関により値段設定や技術に違いがあり、保険適用の拡大により治療費と治療技術の標準化も期待される。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。中野区では、本年4月「中野区犯罪被害者等支援条例」が施行され、他自治体に先駆けた取り組みを進めている。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定し、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

あて

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

中野区議会議長名

総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間延長等を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民の暮らしはかつてない苦境に立たされています。各自治体の社会福祉協議会が窓口となって実施されている総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の支給決定は11月14日時点で約130万件、約4900億円に達しています。

特例貸付の受付期間は当初、7月末までとされていましたが、9月末、12月末と二度にわたって延長されました。受付期間の延長が多くの国民の暮らしを救うことにつながっています。

全国社会福祉協議会からは「『個人向け緊急小口資金特例貸付』等の償還業務を適切に実施するため、早期に償還免除の具体的取扱いを示すとともに、長期にわたり膨大な償還事務に対応できる体制を整備するため、必要な事務費を全額財源措置してください」との要望も上がっています。

緊急小口資金等の特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や支援ニーズ等を踏まえ、受付期間を延長するとともに、膨大な事業量に対応するための事務費を大幅に積み増すことも求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、来年にかけ、これまで特例貸付を利用していなかった方も、新たに利用することが想定されます。

よって、中野区議会は、政府に対し、総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付の受付期間延長及び事務費の増額を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名